No. 11 委員会記録の全文記録化について

北九州市議会先例新旧対照表(案)

新(改正案)	旧(現 行)
第2章 委員会	第2章 委員会
第11節 委員会記録	第11節 委員会記録
227 委員会記録は、次の事項を記載した全文記録とし、公開する。	227 <u>委員会(予算特別委員会及び決算特別委員会の分科会の市長</u>
(1)会議の名称	質疑は除く。) の記録は、会議の経過を録音したコンパクトディスク
(2) 日時	と会議の概要を記載した文書を作成し、公開する。なお、予算特別
(3)場所	<u>委員会及び決算特別委員会の分科会の市長質疑の記録は、全文記録</u>
(4) 出席委員及び欠席委員	を作成し、公開する。
(5) 出席説明員	
(6) 事務局職員	
(7) 付議事件及び会議結果	
(8) 会議の経過	
(9) その他委員長において必要と認めた事項	
227-2 発言取消により取り消された発言及び発言の訂正により	
訂正された発言の掲載方法は、会議録の例による。	